



八王子市に空き家をお持ちの方へ

空き家を相続してから

早期の取壊し・売却の支援制度があります

空き家の期間が長期化し、管理が行き届きづらくなると、近隣の迷惑につながる恐れがあります。**相続により取得した空き家**については、**早期**に取壊しや売却等を行うときに、以下の税制優遇や補助を受けられる場合があります。



空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除

昭和 56 年 5 月以前に建築された空き家を相続し、耐震リフォーム又は取壊しをした後に、その家屋又は敷地を相続発生日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡した場合には、その譲渡所得から最大 3,000 万円の特別控除を受けられます。

- 1 令和 5 年(2023 年)12 月 31 日までに譲渡したものが対象になる、時限措置です。
- 2 右記の除却支援補助金との併用はできません。

詳細はこちらから
(市ホームページ)



令和 4 年度八王子市 未耐震空き家除却支援補助金

左記の特別控除を受けられない場合で、市では、耐震性がない木造一戸建て空き家を、相続発生日又は相続発生日以前から居住していた者の死亡日から 5 年を経過する日の属する年度の 2 月末日までに除却する場合には、工事費用の一部を補助します。

【補助額】 対象経費の 3 分の 2 以内
(上限 100 万円)

- 3 予算がなくなり次第終了します。
- 4 左記の特別控除との併用はできません。

詳細はこちらから
(市ホームページ)



あなたは対象ですか？
裏面で可能性をチェック！



問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

取壊し、売却をお考えの建物が支援制度の対象か可能性をチェックしてみましょう！

(下記に該当しない場合も、お気軽にお問い合わせください。)

令和4年度の内容です。詳細はお問い合わせください。



- ・相続で取得した空き家(建物)で、事業の用又は貸付けの用等に供されていない
- ・被相続人が相続直前まで当該家屋に居住していた(老人ホーム等を含む)
- ・昭和56年5月31日以前に建築されている

全てに該当 ↓

建物の取壊しに着手した

はい ↓

相続発生日において被相続人以外の居住者がいなかった

はい ↓

耐震リフォーム又は取壊しをした後に、その建物又は敷地を相続発生日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却した(する予定)

はい ↓

「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」の対象になる可能性があります

いいえ ↓

耐震リフォーム等をしていて(する予定があり)耐震性がある

いいえ ↓

相続発生日から3年を経過する日の属する年の12月31日が既に経過している

いいえ ↓

敷地を売却しない、又は相続発生日において被相続人以外の居住者がいた

はい ↓

「八王子市未耐震空き家除却支援補助金」の対象になる可能性があります

はい ↓

相続発生日又は相続発生日以前から居住していた者の死亡日から、5年を経過する日の属する年度の2月末日までに取壊しを完了する予定がある

はい ↓

相続発生日とは、被相続人の死亡日を指します。

その他要件等がありますので、以下までお気軽にお問い合わせください。

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7260 FAX042-626-3616